

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（公表）

8宗農水第449号

令和8年6月5日

鐘崎漁港管理者

宗像市長 伊豆 美沙子



漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり鐘崎漁港に係る実施計画を認定したので、同法第43条第3項の規定に基づき公表する。

記

1 認定を受けた者の氏名又は名称

有限会社 河太郎

2 認定計画の概要

別紙のとおり

3 実施計画の縦覧結果

3-1 縦覧期間及び縦覧場所

令和8年3月19日（木）から4月17日（金）まで

宗像市産業振興部農林水産課水産振興係、宗像市コミュニティ・センター岬会館及び宗像市ホームページ

3-2 意見書の処理の経過

意見書の提出 12件

有限会社河太郎に意見書に記載された意見を報告。

意見書の内容を踏まえ、有限会社河太郎及び市が対応可能な範囲で検討する。

4 認定の理由

申請者の実施計画書が、事前に公表していた漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の内容を満たしており、漁港における漁業上の利用を阻害するおそれがないことが確認されたため。